

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う本学の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、令和5年5月8日から5類感染症に移行されます。それに伴う国の方針及び愛知県の対応等を踏まえ、本学においては、5月8日以降、下記のとおり対応しますので、お知らせします。

	5月8日からの対応
陽性者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体調不調（37.5℃以上の発熱、喉痛、倦怠感）があれば医療機関を受診し、受診結果を担当に報告すること。（受診日は陽性、陰性に関わらず公欠とする） ・ 陽性の場合→発症日を0日目として、5日間は登校しない（公欠とする）。 症状が軽快して1日以降経過したら出校可能（最短で6日目から出校可能） 5日目で症状が改善しない場合、症状が軽快するまで自宅療養とし、症状が軽快して1日が経過してから登校可とする。（発症後10日間は不織布マスクを着用する。） ※「症状が軽快した」とは解熱剤を使わずに解熱後、呼吸器症状が改善傾向にある場合のこと。 ・ 陰性の場合→体調不良が改善次第、登校する。受診日以降も体調不良が続き休む場合は欠席となる。
濃厚接触者	<p><u>濃厚接触者が特定されなくなるため、同居家族内に陽性者が発生した場合も登校を許可する。（症状がある場合は医療機関を受診すること。）</u>ただし、学外実習中及び実習開始前7日以内の場合は、担任に報告して指示を求めること。</p> <p>なお、周囲への感染拡大を避けるために、陽性者との接触日から7日間程度は他人に感染させることのないよう、会食などの濃厚接触に当たる行為を避け、室内や密集した場所ではできるだけ不織布マスクを着用し、気を付けて過ごすこと。</p>
感染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、「三つの密」の回避、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を引き続き実施する校内で食事をする際には大声を出さないなどの配慮を行うこと。 ・ 学外実習を予定している学生は「学外実習誓約書」に基づいて行動すること。
マスクの着用	<ol style="list-style-type: none"> (1) 学生は感染防止対策として、授業中に声を発する際には、必ずマスク（不織布マスクが望ましい）を着用し、原則として学生間の間隔は1メートル以上開け、直接対面しないようにすること。 (2) 学生は医療機関や福祉施設へ学外実習に行くため、実習開始1週間前から該当クラスに所属する全ての学生は、校内ではマスク着用を原則とする。 (3) 教職員については、学外実習を控えている学生がいることから校内ではマスク着用を原則とする。 <p><マスク着用が有効な場面> 医療機関、高齢者施設、混雑した公共交通機関利用時など</p>